



基本施策 2 農業の振興

■めざすまちの姿

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的な農業経営が行われるまちをめざします。

■現状

- ◇農業従事者の高齢化や担い手不足などにより管理できない農地が増加し、荒廃化が進んでいます。
- ◇荒廃した農地には植樹等を推進し、都市住民と地域住民の交流を実施するなど、耕作放棄地の拡大防止と活用を図っています。
- ◇関係機関とともに新規農業者の掘り起こしや認定農業者の育成や営農指導を行っています。
- ◇防護柵設置を推進するとともに、猟友会との連携による有害鳥獣の捕獲活動により、農業被害額は減少傾向にあります。
- ◇新たな特産物のブランド化に向けた取組や、農畜連携事業による堆肥からの循環型農業を進めています。
- ◇農地付き空き家制度により空き家への移住促進と遊休農地化を防ぐ取組を進めています。

■課題

- ◇農業に取り組む人を増やすとともに、技術指導などの支援の充実、集落営農組織や認定農業者など担い手育成や営農体制の整備に取り組むことが必要です。
- ◇農地の維持のためには集落営農組織の維持が不可欠であり、関係機関と連携した支援が必要で。
- ◇高齢化による狩猟者の減少に対し、新たな狩猟者の確保や、防護柵の設置及び維持管理の担い手の確保が必要です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 生産の振興と流通の促進（★）

《施策の方向性》

地域産業活性化のため、販売ルート拡大を支援するとともに、特産物のブランド化や農業の6次産業化への展開も視野に入れた活力ある農業の振興を図ります。

《主な取組》

- ①-1 市民の地産地消への理解を深めるとともに、学校給食への活用や直売所等での販売のほか、市内農畜産物の販売ルートの確保・強化に取り組めます。
- ①-2 県や農協等関係機関と連携し、生産から加工・販売まで一貫して行う農業者、農業組織を育成するなど、地域特性を生かした農畜産物のブランド化、農業の6次産業化に向けた取組を推進します。
- ①-3 市内の農業生産者と飲食店、加工品製造所等とのマッチングを行い、販路拡大による生産意欲の向上を図ります。
- ①-4 アンテナショップなどを活用した宍粟市産農産物の魅力のPRを行うとともに、生産者の出荷を促進します。

② 担い手の確保・育成（★）

《施策の方向性》

担い手確保や営農指導を進め、耕作放棄地の発生防止に努めるなど、持続可能な農業経営のための支援を行います。

《主な取組》

- ②-1 担い手の確保と育成のため、宍粟北みどり農林公社等の活動を支援するとともに、経営基盤の強化を促進します。
- ②-2 担い手の確保として、認定農業者制度の活用促進や、集落営農組織、新規就農者の育成を支援します。
- ②-3 地域による人・農地プランの策定を推進し、担い手による効率的な運営を促進します。
- ②-4 担い手が行う農業機械整備等を支援します。
- ②-5 新規就農者と既存農業者との交流機会の創出や新規就農者への営農指導について関係機関とともに取り組みます。
- ②-6 農地付き空き家の情報発信や就農支援等により、新規就農者の定住を促進します。

③ 農業生産基盤の整備（★）

《施策の方向性》

地域産業活性化のため、販売ルートの拡大を支援するとともに、特産物のブランド化や農業の6次産業化への展開も視野に入れた活力ある農業の振興を図ります。

《主な取組》

- ③-1 耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、荒廃農地の再生及び防災や観光などを含めた多面的な利活用を促進します。
- ③-2 非農家も含めて農業に対する意識を高め、地域における適切な有害鳥獣防護柵の設置、維持管理及び水路、農道等の維持管理を推進します。
- ③-3 猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保や育成に加え、有害鳥獣対策推進協議会の活性化に向けた取組を行います。
- ③-4 農業経営のイノベーションに向けて、AI やロボット技術等を研究し、新たな技術を活用した農業用機械・施設の導入を推奨します。

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H30)	目標値 (R7)
認定農業者数	人	30	37
集落営農組織	組織	61	68
耕作放棄田率	%/年	9.2	13.6 未満
農林業被害額	千円/年	8,508	8,000
食料自給率（カロリーベース）	%/年	40.0	45.0
人・農地プラン策定数	件	5	

■関連する個別計画

- ・兵庫県鳥獣保護計画
- ・宍粟市鳥獣被害防止計画
- ・宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想